

国土交通省独立行政法人評価委員会

第10回自動車検査分科会

平成21年7月29日（水）

【永井課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会第10回自動車検査分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の分科会ですが、委員それから臨時委員あわせて7名中5名のご出席となっております。議事を行うに必要な定足数を満たしているということ、こちらでご報告させていただきます。なお、残念ながら石津委員それから來生委員におかれましては、所用によりご欠席されるという連絡をいただいております。

申し遅れましたけれども、私、事務局をさせていただきます、自動車交通局技術安全部技術企画課の課長補佐の永井と申します。本日はよろしく願いいたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元に重ねて置いておりますけれども、まず一番上の議事次第のところの真ん中以下に配付資料というリストが書いてありますが、こちらに合わせまして確認させていただきたいと思います。議事次第の下には委員名簿、それから本日ご出席いただいている委員の先生方のリスト、それ以下から資料になってございます。まず資料10-1が財務諸表になっております。次は業務実績の概要という1枚紙が資料10-2となっております。次に平成20年度業務実績報告書が資料10-3ということで配付させていただいております。続きまして業務実績報告書の別紙となりますが、政府方針等への取り組み状況という形の横の表が資料10-4となっております。その次ですが、平成20年度業務実績の自己評価というもので、こちらが資料10-5となっております。続きまして役員退職金に係る業績勘案率の決定についてというものが資料10-6、そしてその参考という形で資料10-7をおつけしております。これが本資料となりまして、以下は参考資料ということで関連する方針等を参考までつけさせていただきます。こちらにつきましては参考資料10-1で国土交通省所管の独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針、それから参考資料10-2は業務実績評価に関する基本方針の判断基準に係る指針ということで、国交省の評価委員会

から出ているものです。続きまして参考資料10-3は平成20年度業務実績評価及び業績勘案率への対応についてということで、今年の3月末に出ているものです。続きまして参考資料10-4は役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明というものになっております。続きまして、毎年お配りさせていただいているものかと思えますけれども、独立行政法人の通則法の関連資料が10-5になります。それから独法の評価委員会の運営規則が参考資料10-6とさせていただきます。そして最後になりますが、国交省の独立行政法人評価委員会令ということで参考資料10-7をつけさせていただきます。もし足りない資料等ございました、大変申しわけありませんが、私のほうに声をかけていただけますでしょうか。

特段不足はないようですので、それでは、始めさせていただきたいと思います。

まず分科会の進め方になりますけれども、原則として公開という形になっておりますけれども、議題3になっております平成20年度業務実績に関する評価についてに関しましては非公開とさせていただきますので、傍聴の方におかれましては、議題3の開始前にご案内いたしますので、申しわけありませんがご退席のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事内容に取り扱いにつきましては、議事録案をまず事務局で作成させていただきました。そして委員の皆様のご了解を得ました後、国土交通省のホームページに公表するという手順で進めさせていただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、議事に入ります前に、検査法人の理事長からごあいさつをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【竹内理事長】 検査法人理事長、竹内です。本日はご多忙の中、また今日は特別に暑い中、ほんとうにありがとうございます。

私、去年の7月に就任しまして、民間から参りました。ちょうど1年と1カ月ぐらいたつわけですけれども、その意味では初めて評価の席に列席させていただきます。ぜひまた今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

ご評価いただく平成20年度といいますのは、ちょうど第2期中期の2年目でありまして、19年度の成果をベースにさまざまな活動を軌道に乗せていくべく、そういう意味で重要な年であると位置づけております。そういう意味で活動してまいりました。まず最初に、我々の基本理念であります厳正かつ公正な審査ということと不当要求の関係であり

ますけれども、厳正かつ公正な審査を徹底していくためには、不当要求にどう対応するのかということは避けて通れないわけですが、毎年何百件も不当要求が残念ながら発生しているという状況そのものは変わらないわけですが、平成20年度は警察なども強く連携いたしまして未然防止を図ることにより、後で説明もあると思いますが、不当要求の件数は過去最少になることができました。

それから今中期の大きな柱であります検査の高度化についてであります。検査の高度化については、ご存じだと思いますが大きく分けて2つございます。1つは主に新規の検査のときに画像を取得したり、縦・横・高さの3次元を非接触で精度良くはかったりするものであります。特に3次元といいますのは、やり方はいろいろあると思いますが、我々のようなやり方については世界でもあまり例がないのではないかと考えています。この装置については20年度配備を進めて、本格運用を開始したところであります。もう一つは検査のデータを電子的、デジタル的に取得して、目的は不正車検の防止、後でそういう検査票を改ざんしたり、あるいはそういうデータを集めて分析することによって、車両の不具合情報をもう少し精度高くやっつけようという自動車審査高度化施設が2番目であります。これにつきましては、ちょうど全国の検査事務所の3分の1に当たります関東と中部については配備を完了いたしました。21年度、今年度はさっき言いました3次元測定・画像取得装置についての拡大を図り、またデジタルデータ取得の自動車審査高度化施設についてはさらに西のほうへの配備を計画してございます。高度化については今中期、22年度末までに全国の検査場に配備を終えたいと考えています。

さらに検査場での事故防止についてでございます。これは昨年度の評価において課題としてご指摘をいただいております。これについては組織を挙げて取り組んでまいりました。その結果大幅な減少を達成できたと思っています。今度はこの傾向を維持し、目標を達成できるよう引き続き取り組んでいきたいと考えております。

さらにもう一つ、行政改革の方針で現在の交通安全環境研究所（交通研）が実施していただきます新型の審査業務、それからリコールの技術検証業務を法人に移管するべく閣議決定がされております。今後は関係機関と連携を進めながらこの準備を進めていきたいと思っています。

この後、それぞれの担当の理事から平成20年度の我々の活動、具体的に財務諸表だとか業務実績の自己評価の報告をする予定であります。よろしくお願ひしたいと思います。

**【永井課長補佐】** それでは、議事に入らせていただきたいと思います。この後の議事

の進行につきましては、大聖分科会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【大聖分科会長】 皆さん、どうもこんにちは。お暑うございます。1年ぶりということで、私ども委員のメンバーは旧来と変わっておりませんので、あえてつけ加えることはございませんけれども、20年度の評価のほう、ぜひ公正によろしくお願いたしたいと思います。

それでは、早速でありますけれども、本日の審議事項に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

本日の審議事項について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【永井課長補佐】 それでは、本日の議題についてですが、最初にお話ししました議事次第の真ん中に書いてございますけれども、1番目に平成20年度の財務諸表に関する意見、それから2番目になりますが役員退職金の業績勘案率に関する意見、そして3番目に平成20年度の業務実績に関する評価という3つになっております。終了時間につきましては3時半を予定しております。

この評価委員会の分科会が終わりました後、検査の高度化施設を実際にごらんになっていただく機会を設けてございますので、そちらに移動していただく予定になっております。

それではよろしくお願いたします。

【大聖分科会長】 ありがとうございます。

それでは第1番目の議題の平成20年度財務諸表についての審議を進めたいと思っております。検査法人の方、財務諸表に関するご説明をお願いしたいと思います。これは資料10-1を使ってご説明願います。

【飯塚理事】 総務経営管理担当の理事の飯塚でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成20年度財務諸表のご説明をさせていただきますが、平成20年度の特徴といたしまして、20年1月から手数料の直接納付ということを始めまして、初めて通年で審査手数料を納付していただいたということで、審査手数料が19年度と比べて非常に大きく伸びているといったところが1つ特徴かと考えております。

ではまず資料の1ページの貸借対照表でございます。資産の合計は約31億7,100万円ということで、前年度と比較しまして55億円ほど増加してございます。資産の増加の原因は流動資産と有形固定資産の増加によるものですが、流動資産のうち現金・預金が6

3億円と非常に大きく伸びてございます。これは高度化工事の遅れによりまして工事に對する未払金が年度末にあったということで、一時的でございますけれども現預金が手元にあったというものでございます。一方、有形固定資産につきましては機械装置が増加しておりますが、高度化審査設備やマルチテスタなどの整備を行ったことによるものでございます。これらの高度化審査設備やマルチテスタの取得に当たりましては施設整備費補助金を財源としておりますので、特定償却資産の取得に当てられました補助金額と同額が資本の部の資本剰余金のところに計上してございます。こういうことで純資産が増加しているといったところが昨年と比べて大きな特徴でございます。

2ページ目の損益計算書をごらんいただければと思います。経常費用が93億円でございます。うち、上側でございます検査業務費が84億円、中ほどの一般管理費が9億2,000万円といったところでございますが、検査業務費は各検査部、検査事務所の経費でございます。一般管理費は本部と八王子でございます中央実習センターの経費といったところでございます。93億円の経常費用につきましては、人件費の減少でありますとか、あるいは年度計画を上回ります業務経費、一般管理費の削減によりまして、前年度99億円に比べまして約6億円ほど減少してございます。

経常収益につきましては107億8,900万ということで、前年度に比較しまして5億円ほど増加しております。先ほども申しましたように審査手数料の収益が95億円と、昨年度と比べまして4倍弱ぐらいに増えてございますけれども、手数料収入の直接納付といったところで大きく増えてございます。逆に運営費交付金収益が昨年度と比べて大幅に減少しているといったところでございます。

臨時損失といたしまして過年度退職給付費用というものが12億円ほど計上してございます。これは審査手数料が自己収入として計上されるといったことに伴いまして、退職金も従来は運営費交付金から出していたんですけれども、この自己収入から退職金も支払うということで、これまでは過去の退職実績を勘案してその年度に必要な経費を見積もって引き当てておりましてけれども、今年度からは今後見込まれる退職職員数を勘案いたしまして見積もって計上したといったところで、特に要員の削減が今後急速に進むといったことを予定してございますので、それに備えまして12億5,300万の本来ならば過去に引き当てておくべき部分について、臨時損失という形で計上させていただいてございます。

その結果、当期純利益といたしまして1億8,400万円が出てございます。

3ページ、キャッシュフローの計算書でございます。これは現金の流れをお示しするも

のでございます。これも先ほどご説明しましたように審査手数料収入が非常に大きく伸びていて96億円となる一方、運営費交付金の収入が15億円という形で下がってございます。ただ、業務活動によりますキャッシュフローの合計が約30億円となっておりますけれども、これは前年度29億8,900万円とほぼ同規模ということで、審査手数料が伸びる一方で運営費交付金が落ちたという形になってございます。

4ページをごらんいただければと思います。先ほどご説明いたしました当期の利益でございますけれども、未処分利益といたしましては、独立行政法人通則法第44条第1項の規定に基づきまして、積立金という形で処理をさせていただければと考えてございます。

5ページでございます。行政サービス実施コスト計算書でございます。これは国有資産の無償使用とかによります機会費用でありますとか、あるいは損益外の減価償却費等を加えまして、行政サービスとして一体どのぐらいコストがかかっているかといったものを示すものでございます。これも先ほどからのご説明と同じように、審査手数料収益が非常に大きく伸びているということで自己収入が増えたといったところで、行政サービスコストとしては43億円という形で、前年度から比較しまして72億円という大幅な減少になってございます。

以上が主だった財務諸表のご説明でございます。

6ページ、7ページからは注記事項でございますけれども、7ページの上のほうにございます退職給付引当金のところに追加情報とございます。先ほど申しましたように、退職給付引当金のところにつきましては、今後見込まれる退職職員数を勘案して見積もり計上したといったところを前年度と変更している部分でございます。

9ページ以降は明細書でございますので、説明につきましては省略させていただければと思います。

19ページをごらんいただければと思います。決算報告書でございます。これは予算に対しましてどれだけ決算を行ったか、予算の執行状況を示す資料でございます。ごらんいただければと思いますけれども、予算にほぼ近い形での執行を行っているといったところでございます。

20ページからは事業報告書でございますけれども、これは後ほど業務実績のところでご説明することとほぼダブリますので、説明は省略させていただければと思います。

30ページは監事の意見、それから31ページには会計監査人の意見がございますが、いずれも財務諸表の整理といたしまして、独立行政法人の会計基準に準拠して適正に表示

されているという意見をいただいているところでございます。

簡単でございますけれども、財務諸表の説明を終わらせていただきます。

**【大聖分科会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問なりご意見があればお伺いします。

よろしいでしょうか。それでは意見がなかったということで進めさせていただければと思います。

それでは、2番目の議題の役員退職金業績勘案率について審議を進めたいと思いますので、これも検査法人の方から役員退職金業績勘案率のご説明をお願いしたいと思います。

**【飯塚理事】** 役員退職金に係ります業績勘案率の決定につきまして、資料10-6と10-7をごらんいただければと思います。

平成18年度におきましては、当法人を退職した役員が3名ございまして、理事長の橋口寛信、理事の宮寄拓郎、監事の山本三郎の3名でございまして、この3名に対します業績勘案率の決定につきましてご審議をいただければと思います。

10-6の1ページから3ページをごらんいただければと思いますが、まず法人の業績によります勘案率についてでございます。1ページから3ページまで当該役員3名ともに1.0という形にさせていただいております。理由といたしましては、当該役員の在任期間におけます年度業務実績は「順調」ということになっております。また第1期中期目標期間でございます平成14年7月1日から平成19年3月31日でございますけれども、業務実績は「A」という評価を受けてございます。年度計画に基づき効率的かつ効果的に各事業を推進いたしまして、計画の実現に向けて着実な取り組みが行われたものと考えておりまして、1.0としてございます。

次に個人業績についてご説明いたします。1ページをごらんいただければと思います。橋口寛信理事長でございます。在任期間は平成14年7月1日から平成20年6月30日までの6年間でございまして、理事長といたしまして、法人設立当初から自動車の安全性の確保、自動車によります公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的といたしまして、国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上、財務内容の改善当業務運営の効率化を推進いたしました。業績の改善の努力をされたところでございますけれども、法人の業績に加減するまでの特段の理由はなかったものと判断いたしまして、0.0ということにさせていただいております。

2ページ目をごらんいただければと思います。理事の宮寄拓郎でございます。在任期間

は平成14年7月1日から平成20年6月30日までの6年間でございまして、法人設立当初から企画担当理事ということで中期目標、中期計画あるいは年度計画の策定、実績評価、審査業務の適正化等を推進しております。業績の改善の努力はなされたところでございますけれども、法人の業績に加減するまでの特段の理由はなかったと判断いたしまして、0.0という形にさせていただいております。

3ページをごらんいただければと思います。監事の山本三郎でございます。在任期間は平成17年7月1日から平成20年6月30日までの3年間でございまして、監事といたしまして各検査部、事務所の業務の監査を行いまして、業務の適正化及び効率化を推進いたしました。業務の適正化、効率化に努力されたところでございますけれども、法人の業績に加減するまでの特段の理由はなかったということを判断いたしまして、個人業績といたしましては0.0という形にしております。

なお、資料10-7をごらんいただければと思います。③に会計検査院からの当該法人に対する指摘ということで、平成15年度の会計検査におきまして、平成14事業年度におけます会計処理につきまして、還付を受けた消費税の額が不足しているという指摘を受けております。これは還付請求手続に関する事務処理上のミスによるものでございまして、当法人といたしましては、更生請求を速やかに行うことによりまして適正な消費税の還付を受けております。また会計システムの改修等によりまして再発防止策を直ちに講じておりますところから、業績勘案率を減算するには至らないものと考えまして、先ほどの数字とさせていただいております。

したがいまして、以上のとおり3名いずれも業績勘案率の案を1.0として提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

**【大聖分科会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、特に意見がなかったということで進めさせていただければと思います。

**【永井課長補佐】** それでは、次の議題に進みたいと思いますけれども、冒頭申し上げましたように、この後行われます議題3の評価につきましては非公開とさせていただきたいと思っております。つきましては、傍聴の方におかれましてはご退席をお願いしております。

**【大聖分科会長】** それでは、3番目の議題に入りたいと思います。平成20年度業務



実績の評価について進めます。事務局のほうから評価の進め方についてご説明をお願いしたいと思います。

【永井課長補佐】 それでは説明させていただきたいと思います。まず業務実績の評価につきましては、今回も昨年度と同様に検査法人の自己評価をベースにご審議いただきたいと考えております。また、平成19年12月に閣議決定されました独立行政法人の整理合理化計画において、評価に際しては国民の意見を踏まえて行うこととされておりまして、昨年もやっておりますけれども意見募集という形でパブリックコメントを7月8日から21日まで行っております。結果としましては、意見提出は特段ございませんでしたということをご報告させていただきたいと思います。

また評価の方法についてですが、これまた昨年と同様になりますけれども、お手元に配付しました参考資料10-1の業務実績評価に関する基本方針に基づいて行うことになっております。基本的には昨年度と同様に考えていただければよろしいかと思っております。

具体的に申しますと、評価につきまして業務実績報告の各項目ごとに業務評価、それから総合評価を行うと。まず各項目ごとの業務運営評価というのがありまして、最終的に総合評価という形で、最終ページにございますけれども評価を行うということになっております。それで前段の業務運営評価につきましては、1点から5点までの5段階評価方式、そしてベースとしまして着実な実施状況にある場合は3としております。そしてすぐれている場合には4点、5点、そして劣っている場合には2点、1点という形で評価していただくこととなります。また参考資料10-2に記されておりますけれども、平成19年3月のこの方針に示されておりますが、最高点の5点につきましては抑制的に扱おうと、「減多につかない」ようにするという方針が出されております。

それから今年度からの追加となりますけれども、整理合理化計画、それから政独委年度評価意見・関心事項等政府方針がかなり多く出ております。これに対する検査法人の取組状況につきまして業務実績評価調査の別紙ということで、こちらですと資料10-4に横表のものがございますけれども、当分科会から国交省の独法評価委員会に、この表につきましても我々事務局それから先生方に見ていただいた評価を織り込みまして提出するという予定になっております。

そして本日の審議の進め方になりますけれども、まず初めに検査法人から自己評価及び整理合理化計画等に対する取組み状況について説明していただきます。その後、委員の先生方に評価をしていただきたいと考えております。さらに評価の審議の際には検査法人

の皆様にも退席していただくこととなっております。

まとめますと、まず最初に検査法人から自己評価の説明をしていただくと。その後検査法人の方たちに退席していただきまして、各委員の先生方による採点シートの記入、それからシートの回収、そして事務局側での集計、そしてその集計をもとにしまして評価の審議をさせていただきます。その評価を取りまとめまして、検査法人に入室していただいた後、評価の報告という形にさせていただきたいと思っております。

なお、委員の先生方のテーブルのところには、横表の委員採点シートというのがございますので、検査法人からの説明をお聞きになられながらメモ等を記入していただくとスムーズにいくのではないかと考えております。また、集計の段階ですけれども、かなり時間的にタイトになりますので、先生方に書いていただいたこのシートを一時的にお借りしてコピー等を取り集計させていただく場合もありますので、その点はご了承いただきたいと思えます。

それでは、事務局としての説明は以上とさせていただきます。このような形での進行でよろしいでしょうか。何か異議等ございますでしょうか。

よろしければ、では早速進めさせていただきたいと思えます。

なお資料10-2、1枚紙で裏表がありますけれども、こちらの概要につきまして差しかえの資料というのがございましたので、今事務局から配付させていただきます。

**【分科会長】** この1枚物ですね。

**【永井課長補佐】** そうです。

**【分科会長】** それでは、ただいまのご説明どおりに進めさせていただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、早速検査法人から自己評価の説明をしていただきたいと思います。

**【戸澤理事】** 私、企画審査担当の戸澤でございます。よろしく願いいたします。

20年度の業務実績につきまして説明させていただきます。関係する資料といたしましては資料10-2、これが1枚表裏の概要でございます。あとは資料10-3というのが本報告書でございますが、これもちょっとあまりにも細かく書かれているものでございますので、これは例年のとおりもう少しまとめたものでございますが、資料10-5、業務実績の自己評価ということで、これは業務実績について実施状況とそして我が法人での自己評価、これは先生方の実際の評価の参考にしていただければということでつけさせていただきます。説明は資料10-2と資料10-5の2つを使って説明

させていただきたいと思いをします。

まず概要ということで資料10-2をごらんさせていただきたいと思いをします。これは表裏で2ページになっているわけですが、大きく構成としましてはサービスその他の質の向上が1ページ目でございます。そして2ページ目、裏のほうでございますが業務運営の効率化、その他、そして政府方針等についての対応状況という構成になってございます。

まず最初のサービスその他の業務の質の向上について、簡単に概要を説明させていただきたいと思いをします。こちらは大きく4つに分かれてございまして、第1点目は厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底ということでございます。これは先ほども理事長から冒頭ごあいさつがございましたが、不当要求に対する対応ということで組織的な対応に努めまして、発生件数としては年間で491件、対前年比26%減ということで、通年ベースでは過去最少となっております。また受検機会の公平性及び確実な整備の確保のために、1回の申請に基づくコースへの入場回数というのを一応制限した規定を設けてございます。それまでは1回の申請について、当日であれば回数については制限がなかったわけですが、受検機会の公平性、確実な整備の確保のために1回当たりのコースへの受検回数、入場回数というのを制限する規定というのを設けました。次は検査の高度化関係についてでございますが、習熟のための研修を充実させる、あるいは段階的能力向上を考慮した研修の実施というのを行いました。また職員の意欲向上を図るため、これは昨年度評価委員会からもご指摘がございましたが、多様な業績についての表彰を行うようにしてございます。

次に右のほうへ行っておきまして、検査の高度化の関係についてでございます。2つございますが、まず1点目は3次元測定・画像取得装置についてでございます。これにつきましては全国に47基を導入いたしました。また受検者の理解の向上のために、報道関係ですとか関係機関への見学会等々を開催したところでございます。また32事務所におきまして本格運用を平成20年度にスタートさせてところでございます。もう一点の自動車審査高度化施設は検査結果を電子データとして記録・保存するという設備でございますが、これにつきましては関東・中部を中心に33カ所に設備を配備させていただきました。またあわせて習熟訓練のために八王子の事務所におきまして研修を積極的に実施してございます。合計28回、延べ608人を対象とした研修を実施してございます。またこの研修を通じましてソフト、仕様の改善にも反映させているところでございます。

下のほうに行っておきまして受検者等の安全性・利便性の向上という点でございま

す。まず1点目でございますが、これは事故防止の関係についてでございます。事故分析に基づく危険箇所への注意表示、あるいは事故速報の伝達・事故ゼロの日の設定など職員の意識向上に努めた結果、全体で平成18年度比8%削減の計画に対しまして17%の削減ということになっております。また当法人の有責事故に関しましては、10%の削減の計画に対しまして25%という大幅な削減に至ったところでございます。2点目でございますが、故障発生の影響度の大きい機器を重点的に老朽更新を図りまして、故障等によるコース閉鎖時間というのを、8%削減の計画に対しまして17%削減という成果を得ております。

右のほうへ行っていただきまして自動車社会の秩序維持についてでございます。これは目標に対しまして22%を超える13万台の車に対しまして街頭検査を実施しました。しかもこの街頭検査の内容でございますが、大型自動車のタイヤ脱落事故を受けた緊急街頭検査など社会的要請に対応した街頭検査というのを重点的に行ったところでございます。また「灯火の色に関し色度計を用いた測定方法の検討」と書いてございますが、数年ぐらい前から灯火のレンズの上にカバーを装着するという改造例が増えてございます。そうしますと、赤とか白とか色の基準というのがあるんですけども、それがなかなか判定が難しいという状況になってございまして、それを色度計を用いて定量的に判定できるように測定方法の検討を行ったところでございます。そのほか不正改造撲滅のために啓発活動といたしまして、これは平成18年度から実施してございますが、カスタムカーショーですとかカー用品ショップへの立ち入りの啓発活動を行ってございます。また平成19年度から始めましたが、2年目になります国際見本市での講演も実施してございます。さらに高度化等の利用者の理解を得るためにパンフレットの改訂、あるいは初めてでございますが紹介ビデオ、これはまた後ほどごらんいただきますが作成してございます。

裏のページへ行っていただきたいと思っております。業務運営の効率化についてでございますが、まず組織運営につきましては、平成19年6月に策定しました要員配置計画に従いまして要員を削減してございます。業務運営につきましては一般管理費、業務管理費ともに効率化目標を達成してございます。さらに契約に関しましては一般競争入札の導入・範囲拡大を通じた一層の効率化を図ってございます。また資産の有効活用を図るために、八王子にございます中央実習センターの研修教室の貸付に係る規定というのを整備してございます。

あと施設及び整備に関する計画につきましては、小牧事務所の建替工事を開始している、

あるいはここに書いてございますようなマルチテストはじめ機器の更新を実施してございます。

あと人事に関する事項としましては、役職員の給与を国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系にしてございます。

また政府方針等につきましてでございますが、ここに掲げてございます独立行政法人整理合理化計画など5つの方針あるいは指摘事項がございますが、それに対しましては着実な対応を実施しているということでございます。

次にもう少し詳細につきまして、資料10-5、20年度業務実績の自己評価で説明させていただきたいと思っております。時間の関係もありますので少し飛ばしながら説明させていただきたいと思っております。

1ページあけていただきまして1ページ目ですが、これは左側から第2期中期計画、そして真ん中のところが平成20年度の年度計画でございます。そして評価というのは私ども法人の自己評価でございますので、ご参考にしていただければと思っております。そして右側に評価理由ということで、どういうことを行ったのかということがまとめられてございます。主に20年度計画と評価理由について説明させていただきたいと思っております。

概要は先ほど説明させていただいたところでございますが、まず1番目の国民に対して提供するサービスその他の業務に質の向上に関してでございます。(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底ということで不当要求関係でございます。一番右をごらんいただきたいと思っております。複数職員による対応ですとか警察への通報など不当要求者への組織的な対応というのを努めた結果、平成20年度発生件数491件ということで、対前年で26%減少してございます。これは通年ベースでは過去最少となったものでございます。また、1つ飛びまして不当要求が発生しております16事務所、不当要求が多いところにつきましては多い順にAランク、Bランク、Cランクと3つのランク分けしておりまして、特にAランクの一番多い不当要求が発生する事務所におきましては警備要員を配置するなどしてございます。あと、こういう緊急事態を想定した実地訓練なども実施しているところでございます。そういうことで我々としてはずぐれた実績状況ということで、自己評価としては4をつけさせていただいております。

2番目に新基準に対応した審査方法の整備ということで、これは国の保安基準の改正に対応しまして、4回にわたりまして審査事務規程を改正しているところでございます。2ページ目をごらんいただきたいと思っております。③審査方法の改善(ア)でございますが、審

査事務規程の充実・明確化についてでございます。先ほどちょっとお話ししましたが、従来当日内であれば何回も受検することが可能であったわけですが、不適合箇所の整備というのを十分に行わずに再入場を繰り返すという実態がございましたので、受検機会の公平性あるいは確実な整備の確保、業務運営の効率化という観点から、1回の検査申請に基づく検査コースへの入場回数というのを3回までと、ですから再検査は2回までというように規定したところでございます。もう一点は3次元測定・画像取得装置に関しまして、関係の規程を整備したところでございます。このように着実かつすぐれた状況ということで、自己評価としては4をつけさせていただいております。

次に諸外国の知見の活用ということでございますが、右のほうに移っていただきまして、昨年5月にC I T A総会と書いてございますが、これは自動車検査にかかわります唯一の国際会議体でございます。こちらのほうに役職員を派遣しまして、諸外国の行政機関との情報交換を行うとともに、特に当法人が今まさに取り組んでおります検査の高度化に関しましてプレゼンテーション等を行ったところでございます。またC I T A総会の内容につきましては、研修の機会ですとか当方のイントラネットを通じて広く職員に情報提供したところでございます。このように単に情報の交換だけではなくて、日本の最近の取り組みについても情報発信に努めたということで、自己評価4をつけさせていただいております。

3ページ目をお願いしたいと思います。(ウ)職員に関する改善ということで改善提案等ということでございますが、特に3次元測定・画像装置に関しましては既に運用が開始されておりますが、職員が自主的にいろいろな効果的な測定方法について勉強をして改善に努めたということでございます。

1つ飛びまして職員能力の向上についてでございますが、これも高度化関係についてでございます。職員の習熟を図るために八王子の研修所におきまして、すべての研修におきまして体験実習というのを実施したところでございます。また事故防止及び不当要求への対応強化を重点項目として研修内容の充実を図ったところでございます。さらにこれは昨年度評価を踏まえまして、経験年数に応じた継続的かつ段階的な審査能力の向上に配慮した研修というのを行ってございます。特に検査の安全作業ですとか不当要求への対応につきまして、職階別に段階的に高度な内容としたということでございます。

次、4ページをお願いしたいと思います。職員の意欲向上ということでございますが、これも19年度の評価におきまして、表彰制度にバリエーションをつけて意欲向上を図るシステムを検討したらどうかというご指摘をいただいたところでございます。取り組み意

欲の向上を図るために多様な業績を取り上げるようにいたしまして、職員11名、5事務所に対して業績評価を行ったところでございます。不正受検の発見あるいは連続無事故を達成した事務所への表彰、あるいは高度化関係についてのソフト関係の開発・導入に関して多大な貢献をしたワーキンググループ6名に対して表彰したところでございます。さらに研修の技術指導教官に対しまして、職員の技術向上に貢献したということで、職員86名に対しまして感謝状を授与したところでございます。

次に内部監査の充実ということで、各事務所に対して計画的な調査・監査、あるいは無通告による調査・指導等を行ったところでございます。

5ページ目をお開きいただきたいと思います。次は検査の高度化関係についてでございます。右のほうをごらんいただきたいと思います。最初に3次元測定・画像装置でございますが、これはご存じのとおり新規検査の際に車両の状態を画像で取得すると、そしてこれが不正2次架装が行われていないかどうかというのを、後ほど継続検査とか街頭検査の際に照合するための画像を取得すると。もう一つの目的としましては、自動で長さ・幅・高さ等の諸元を高い精度で測定するという装置でございます。これを全国に47基導入したところでございます。また導入に当たりまして報道機関ですとか自動車の関係機関、業界に対しまして見学会等を積極的に開催しまして、受検者の理解を図ったところでございます。こういった習熟訓練ですとか試験運用といったものを行った上で、昨年9月から順次本格開始を実施しておりまして、年度末の時点では32事務所において本格運用を開始したところでございます。年度計画におきましては一応全国配備ということで、配備というところまでであったわけでございますが、こういうふうな訓練、試験運用を踏まえて実運用を開始したということで、我々としては計画以上の実現が行われたかと思っております。

もう一つ、自動車審査高度化施設についてでございます。これは従来検査結果につきましては紙ベースで記録されていたところでございますが、それを電子的に記録・保存するという装置でございます。これにつきまして関東、中部検査部を中心として33カ所の事務所に配備したところでございます。また配備とあわせて研修につきましても、八王子の事務所を活用しまして職員の習熟に努めたところでございます。実務研修は10回、延べ142名、体験見学会が18回、466名ということで、合計28回、約600名の方に研修を行ったところでございます。そしてまたこの研修の過程におきまして、ソフトの改善も図ったところでございます。このように3次元測定・画像取得装置あるいは審査

高度化施設について、特に支障なく円滑に進めたと、計画以上に実運用まで一部運びに入ったということで、私どもとしては特筆すべきすぐれた状態ということで5をつけさせていただいているところでございます。

次、6ページをお願いしたいと思います。検査情報の有効活用ということで、先ほど申しました審査高度化施設の33カ所の導入あるいは仕様の改善というのを行ってございます。また受検者への審査結果の情報提供につきましては、審査結果記録表（試行版）をつくりまして問題点の抽出を行ってございます。また外部委託をしまして、審査結果記録表の内容の見直しというのともあわせて行っているところでございます。

次に新たな審査方法の検討につきましては、特に排出ガスの車載式故障自己診断装置（OBD）の検査につきまして諸外国の活用状況等の情報収集を行っているところでございます。

次、7ページをお願いいたします。

**【分科会長】**       どこかで切りましょうか。

**【永井課長補佐】**   1枚目が切れますので。

**【戸澤理事】**       ここでちょうど新しいところになりますので、じゃあここで切らせていただきたいと思います。

**【分科会長】**       そうですね。

それでは、各人に配っております採点シートがちょうど(2)の②までで切れますので、ここまでご意見を伺いたいと思います。

自己評価ということで参考の数字が上がっておりますけれども、これにとらわれずにいろいろご意見をちょうだいできれば幸いです。

まず国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標達成の件ですが、一番上からいかがでしょうか、4という評価であります。

ちょっとご質問ですけれども、不当要求というのは何か定義があるのでしょうか。どういう定義で、疑問点を問いただすというのはまだ不当ではないんですね。

**【戸澤理事】**       疑問点を問いただすというのは不当ではございません。一番顕著な例というのは暴力行為、あと脅迫行為ですね。あといわゆる例えば不合格を指摘されたときに検査場の中に車両を放置するというようなことを行ったり、あと執拗に説明を求める、もう説明をしているにもかかわらず何回も何回も執拗な説明を求めるといようなものが不当要求ということになるかと思えます。



【分科会長】 これは職員の方にはそういう不当要求の判断というのを何かお知らせというか周知しているんでしょうか。

【戸澤理事】 一応不当要求に関しましては内部規程で一応こういうものということで、そしてこういう案件があったときには本部に報告するよというということで、報告様式まで決められてございます。

【分科会長】 はい。これが減少したというのは、よく考えてみると、不当要求に対してそういうちゃんと対応がきちんとしてられているから、不当要求してもだめだということがあらかじめわかっている人は不当要求をしなくなるということなんですよ。

【戸澤理事】 そういうことだと思います。

【分科会長】 ですから前年度からそういう何か実績があれば、そういうのはどこかで皆さん聞いていて、しても無駄だなと思ってしないんでしょうけれども、する人はすると思うんですよ。

【戸澤理事】 やはり特に以前、第1期中期計画のときは非常に不当要求がさらに多い、600件を超えるような事態が何年か続いていたんですけども、そのときにはやはり暴力案件とか脅迫案件というのがあったんですが、そういったものに対して特にいわゆる職場が一丸となって対応したということと、もう一つは必要に応じて警察へ通報する、そして場合によってはもう現行犯で逮捕していただくというようなことを行いましたので、受検する方にはこういうことをやれば最後は警察に連行されるということがやっぱりわかってきた、そういう積み重ねの中でこういうふうには減少してきたんじゃないかと思っております。

【分科会長】 ですから20年度の実績というよりは、過去の実績がしっかり効果となってあらわれてきているとごらんいただければと思うんですが。

【戸澤理事】 そうですね、やはり積み重ねだと思います。

【分科会長】 これはいかがでしょうか。私は減ってきているという傾向は評価に値すると思いますけれども、よろしゅうございますか。

【委員】 いいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 これ、A、B、Cランクがあるとおっしゃいましたよね。

【戸澤理事】 はい。

【委員】 ちなみにAランクってどの辺が当たっているんですか、

【戸澤理事】 十数カ所あるんですけども、例えば並行輸入とかユーザー車検なんかが多いところですね。

【委員】 職員の方たちの数とかは関係していないんですね。やっぱり並行輸入か何かのところ、とにかく代行業者が何とか通したいというのが多い、そのところ……。

【戸澤理事】 ええ、並行輸入が多いところ、あとユーザー車検のうち代行業が大体8割ぐらいですが、どうしても何とか通したいと、再検になるともう一回整備をして通さなきゃいけないということで手間もかかる、お金もかかるということで、そこを無理やり通したいという気持ちが多いんじゃないかと思います。

【委員】 大体その辺までデータが出ているということは、大変情報が集まっているということで、大変結構なことだと思います。

【分科会長】 よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

【委員】 不当要求とその回数、何回も来るとするのは、これはもうほとんど同じ人が同じように、不当要求をされる方が何回も通すというような現象が起きているのでしょうか。

【戸澤理事】 ある程度繰り返す方はやっぱりおりますね。中には、たまたまユーザーで来られて非常にちょっと気に入らないことがあったというような方も中にはおられます。ただやっぱり、常日ごろちょっと問題を起こすような方というのは相当数を占めていますね。

【委員】 もう一つあるんですが、電子化・機械化をどんどん進められているんですけども、それを進めるということは本質的に不当要求を防ぐということにつながっているという理解でよろしいのでしょうか。要は判定基準が非常にあいまいであるとつけ込まれると、いろいろと難癖をつけられる。だけど電子化・機械化をどんどん進めることによって、いわゆる特性データでほとんどが占めて、「あなたの車はこうなっているからだめなんだよ」ということがはっきり言えるというロジックは成立しているのでしょうか。

【戸澤理事】 おっしゃるとおりでございます。今までの判定ですとマルかバツしか判定というのは出ませんでしたので、今度の高度化が入りますとバツの場合にはどのくらいバツだったのかという中身が一応打ち出せますので、そうしますと相手に対して説得性が上がるだろうとは思っております。

【分科会長】 ただそれが今効果となって実際にあらわれているということではないんですよね、まだこれからですから。

【戸澤理事】 ええ、まだこれはこれからという形になります。

【分科会長】 はい。有効だろうということは容易に想像されることだと思いますけれども。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 Aランクというのは学校の成績ですと一番優等な成績なんですけれども、一番悪いほうからA、B、Cなんです。

【戸澤理事】 あと、先ほども申しましたが警備員の配置が結構効いているようで、特に警察のOBの方を重点的にこういうところには配備してございますので、やっぱりそういう方々は相当抑止効果があるようでございます。

【分科会長】 それでは、一番上の4という評価はよろしゅうございましょうか。

それで、ちょっと4とか5という評価を中心に、ほんとうにこれで適正かということを中心にご判断いただいて、3については4に上げてもいいんじゃないかというご判断があればお申し出いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。2番目の「3」であります、新基準等に対応した審査方法等の整備ということでもあります。

その次に審査方法の改善ということでアが4になっております。いかがでしょうか。これは入場を何回でも繰り返すということで、これはその日のうちは検査料が……。

【戸澤理事】 1回分で済むということですね。

【分科会長】 1回で済むわけですからぐるぐる回っちゃうということなんでしょうけれども、あまり……。

そしたら、ちょっと今のようなやり方では時間がかかり過ぎるというご注意をいただきましたので、一般的なご意見もちょっといただいて、後でまとめて。

いかがでしょうか、何か特にお気づきのところがありました。

はい、よろしゅうございますか。

【永井課長補佐】 とりわけ今大聖分科会長が言っていたように、数字が大きい部分について、そのあたりについて特に意見交換を先においていただくと、評価はしていただきやすいかなと思います。

【分科会長】 そうですね、いかがでしょうか。

それから5というのが下から2番目にありますけれども。これはどうでしょう、5というところかなりの評価だなと思いますが。そういう内容であります。

はい、どうぞ。

【委員】 この5という考え方、確かに電子化とかそういう装置を導入するということは非常に有効かなと思うんですが、具体的にどういうところが改善されて5になっているかというところはいかがなんでしょうか。

【戸澤理事】 この5というのは、計画に対して順調以上といいますか、さらに上乘せで実績が上がったということをごさいます、ここの検査の高度化に関しましては、基本的に計画では3次元測定・画像装置についても審査高度化施設についても、いわゆる配備するというのが計画にあったわけをごさいます、配備は当然ながら計画どおりできたわけなんです、それ以上に、例えば3次元測定・画像装置については配備だけではなくて関係者へのそういう周知、さらには習熟訓練ですとか試験運用というのを行って、実際に昨年の秋から本格運用に入ると、これは計画以上ではないかと思っております。また審査高度化施設については、配備については計画どおり行っているわけをごさいます、それ以上にプラスアルファとしましてはいわゆる職員の習熟訓練に相当積極的に我々としては実施できたということで、延べ600人ということをごさいます、私どもの検査の実務を行っている者が750人ぐらいですので、8割以上9割ぐらいの人間が一度は研修を受けたということで、我々としては積極的にこういった点について力を注いできたということで、一応5をつけさせていただいたところをごさいます。

【委員】 それはよくわかるんですけども、そういうことをやることによって何がよくなったのかということがもう少しご説明いただくと、非常に配備して訓練したということが確かに効果があったかなということがわかりやすいかなと思ったんですが。

【分科会長】 そういう新しいものを入れるときには、必ずそういう説明というのは伴うものだろうという一般的な常識的考え方がありますよね。それよりもさらにというと、ちょっと……。

【戸澤理事】 おそらく古川先生のほうは目に見える成果はどういうものなのかというご指摘だと思うんですけども、例えば3次元測定・画像取得装置というのは一部去年の秋からも実運用に入っておりますけれども、これの目的というのはもともと数年前に不正2次架装問題というのがございました。例えばトラックを一応新規検査で合格しましたよと、その後に例えば燃料タンクを増設するとか、あと荷台のところに鉄板を後からつけるというような不正の架装を行ったんですね。それによっていわゆる積める量を増やしたという、積載量を増やすことのできるという不正改造というのが相当全国的に数万件というような規模で発覚しまして、今までの検査ではなかなかそういったものを防止するとい

うのができなかつたんですけれども、この装置を入れますと新規検査の際のトラックとかバスとかそういう特殊車両の様子が画像で取得されます。そうしますと次の検査、例えば1年ごとにございますけれども継続検査とか、あとは街頭検査のときに新規検査の状態が画像で入っていますので、その状態と現に実際の車の状態というのを照合できることによって、不正の改造が行われているかどうかというのが確認できるということでございますので、これは去年の秋からこういう画像取得を始めましたので、実際の効果があらわれるのは今年の秋というか冬以降こういうのを活用するというような格好になろうかと思いません。ですから、ちょっとまだ配備の過程でございますので、実際の活用がされていくというのはやっぱり来年以降になります。

【分科会長】 そうですね。

【戸澤理事】 あと審査の高度化についても、まだこれは配備したところでございますので、実運用になりますと今年の年末以降になってきますので、実際の成果があらわれるというのはもうちょっと先ということでございます。

【分科会長】 そういうご判断で評点をつけていただければと思います。

【分科会長】 それでは、ちょっと時間もございますので、続きのほうのご説明をお願いしたいと思います。

【戸澤理事】 はい、わかりました。

それでは7ページから説明させていただきたいと思います。これは最後までもう説明を行きたいと思います。

【永井課長補佐】 すいません、2.の(1)の①のところまでということによろしいでしょうか。来ましたらまた私のほうからお声がけをさせていただきますので。

【戸澤理事】 そうですか、はい。

じゃあ(3)の受検者等の安全性・利便性の向上についてでございますが、①事故防止対策の実施ということでございます。右の方をごらんいただきたいと思いますけれども、20年度の安全衛生実施計画を策定しまして、事故ゼロの取り組みですとか、テストの受検車両事故等の防止、安全作業マニュアルといったものを重点事項としまして、各種会議等において職員の意識改革というのを図ったと。そしてまた特にこれは20年度初めて行ったものでございますけれども、奇数月の第2火曜日を「事故発生件数ゼロの日」と定めまして、職員の安全意識の高揚を図ったところでございます。また案内板ですとか音声誘導装置といったものの配備も行ってございます。さらに実際に発生しました事故に対しま

しては、各事務所において原因分析、対策の実施を徹底していただくとともに、本部のほうから事故速報及び四半期ごとに事故発生状況等を全国の事務所に流しまして、会議だけではなくて事故速報といったものもすぐに各事務所で共有できるような体制に努めたところでございます。こういうような努力によりまして、平成20年度におきましては事故件数186件ということで、目標は平成18年度比8%削減ということでございますが17%減少したところでございます。また検査法人が責任を有する有責事故につきましては86件ということで、18年度比25%削減ということで、目標の10%に対しまして大幅に削減できたということでございまして、削減が目標を大幅に上回ったということで、一応自己評価としては5をつけさせていただいております。

次、8ページをごらんいただきたいと思っております。②利用しやすい施設と業務運営ということで、(ア)としまして施設整備の適切な老朽更新ということで、特に故障発生の可能性及び影響度が大きい検査機器についての老朽更新を行ったところでございます。またヘッドライトテストの事故というのも結構多いんですが、衝突防止対策機構を備えた機器というのを引き続き導入したところでございます。このような結果、検査機器の故障等による検査コースの閉鎖時間というのは平成18年度に比較しまして17%減少と、これは目標の8%を大幅に上回ったところでございます。

1つ飛ばしまして受検者の要望の把握ということで、これは毎年度行っておりますが、20年度の場合、全国の主要な自動車検査場10カ所におきましてアンケート調査を行っております。これは19年度の評価委員会の指摘も踏まえまして、より具体的な回答を得るような設問を工夫しまして、具体的にユーザーからの改善要望点というのが上がってきてございます。それを踏まえた安全衛生計画というのを実施したところでございます。

次、9ページをお願いしたいと思っております。国と連携した予約制度の運用ということでございまして、特に検査予約の確実な運用に向けた取り組みの指針、ガイドラインを今年の5月に定めてございます。そうしまして適正な予約の枠の数ですとか無予約者、いわゆる空予約、予約したけれども実際に来ないという者に対する取り組み等をきっちりこのガイドラインで示しまして、ステップアップ方式ということで7段階方式でこういったものの取り組みについて各事務所を促進したと、自分の事務所がどの今どの段階にいるのかというのをはっきりわかるような形にしたと。それでステップアップ方式で一つ一つステップを踏んでいくというような取り組みを行ったところでございます。特に法人が主体になって働きかけを行ったところでございます。

次に自動車社会の秩序維持ということで、不正改造車対策の強化のうち街頭検査の強化ということでございますが、街頭検査を実施しまして、目標値10万7,000台に対しまして22%上回った13万台の車両について街頭検査を実施しております。そのやり方につきましても、例えば大型自動車のタイヤ脱落事故を受けた緊急街頭検査ですとか、あと警察と連携しまして、深夜の暴走族を対象とした深夜街検というような社会的要請に対応した街頭検査というのを積極的に実施したところでございます。さらに、これは先ほど説明しましたけれども、灯火の色の定量的な把握ができるような測定方法の検討を行ったということで、目標台数を大幅に上回るだけではなくて効果的な街頭検査の実施にも努めたということで、自己評価としては5をつけさせていただいております。

10ページでございます。不正改造撲滅のための啓発活動ということで、18年度から実施しておりますけれどもカスタムカーショーに我が職員を派遣しまして、そのままでは公道が走行できないような車というのが展示されております。そういう車に対して、これはこのままでは公道を走行できませんよということをちゃんと表示してあげればいいんですけども、表示していないような車というのが多々あるわけでございます。そういった車165台と部品展示1社に対して、文書によって注意喚起を行ったところでございます。あとカー用品ショップ、オートボックスだとかイエローハットといったところの5社・9店舗に対して同じように検査職員を派遣しまして、基準に適合しないおそれのある100の部品に対して注意喚起を行ったところでございます。あとアフターパーツの国際見本市におきまして講演を行うとともにブースを開催しまして、法人の活動をPRを行ったところでございます。

次にその他国土交通施策への貢献ということで、リコール関係については不具合情報に該当すると思われる情報6件について国土交通省に情報提供しました。

次に盗難車両対策への貢献ということで、車台番号の改ざんなどにつきまして225件を発見して国土交通省へ通報を行いました。さらにこのうち盗難の疑いのある車両26件については警察への通報も行ったところでございます。

次に11ページの(ウ)でございますが、利用者の審査業務に関する理解の向上ということで広報活動関係でございますが、春秋の交通安全運動ですとか不正改造排除運動、点検整備促進運動といったところにも積極的に参加したところでございます。さらには法人のパンフレットを改訂するとか、業務紹介のDVDビデオを初めて作成したところでございます。それから先ほど説明しましたように、アフターパーツの国際見本市でも講演ある

いはブースをつくりまして、広報活動に努めたというところでございます。

先まで行っていいんでしょうか。

【分科会長】 このあたりで。

【永井課長補佐】 そうですね。じゃあこちらで一度とめていただいて、質疑応答をお願いいたします。

【分科会長】 ご質問なり何かあれば、どうぞご自由にご質問いただければと思います。

カー用品の販売店で100件の注意喚起を行ったということですが、これは是正されたんでしょうかね。注意喚起ということで、それに従って……。

【戸澤理事】 当然表示をしていただくんですね。

【分科会長】 そうですか、それを確認されているわけですね。

【戸澤理事】 はい。売るということについては禁止するという事はやっぱりなかなかできないんですけれども、これを車に装着すると保安基準不適合になりますよという表示をしていただいたということです。

【分科会長】 そうすると、実質的には売れないわけですね。

【戸澤理事】 ただ販売禁止というところまでは、ちょっとこれは法律上そういう形になっていませんので、販売を自粛していただくというところまではなかなか……。

【分科会長】 公道を走らないんですか。

【金森理事】 レース専用ということで使われますから。

【戸澤理事】 ええ、レースなんかではいいわけですね。

【分科会長】 そうか、公道を走らなければね。

【戸澤理事】 公道を走らなければいいです。

【分科会長】 なるほど、わかりました。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 どうしても5とついたところに厳しい目が行ってしまうんですけれども、7ページのところで事故発生件数ゼロの日を定めているのが二月に一遍というのは少ないような気がすると思うのが1つと、それだけ周知して事故防止に取り組んだ結果、その日というのは事故発生率というのはどう作用したんでしょうか。

【戸澤理事】 二月に1回というのは少ないのではないかとご指摘なんですけれど



も、逆にあまり事故発生ゼロの日というのを多く定めると、事故発生ゼロの日というのは法人全体を挙げてこの日はもう絶対事故を起こさないんだという覚悟を全職員に持っていて、それを通じて日ごろの意識を高めていただくということなので、あまりそういう日にちを多くするというのもいかなものかなということで、これは20年度から初めてスタートした取り組みなんですけれども、とりあえずは2カ月に1回ということでスタートさせていただいております。

この事故ゼロの日はほとんど事故は発生していません。ただゼロではたしかなかったと思いますけれども、1回か2回ぐらいはちょっとあったかと思えますけれども、ほとんど事故は発生していません。

【分科会長】 問題はその次の次の月の火曜日までにどういうふうにとれぐらい効果が——よく我々エコドライブなんてやりますと、エコドライブ三日坊主といまして、こういう安全のかけ声というのは大体何日ぐらい続くかという、これはちょっと難しいですけどもね。事故というのはほんとうにやろうと思って起こすわけじゃないわけですから。

【戸澤理事】 なかなか決め手がないんですけれども、いろいろな機器の改善とかやっているんですけれども、やっぱりいわゆる意識、モチベーションをどうやって維持するか、高めていくかというのがなかなか難しいんじゃないかと思うんですけれども、その1つの取り組みとしてこういう事故ゼロの日というのを設けてモチベーションを上げる努力を一応しております。

【分科会長】 この検査を受ける年間の車の台数からいったら、実は事故としてはものすごく少ないんですよ。

【戸澤理事】 そうですね、年間約800万台ぐらいありますので。

【分科会長】 800万台通過するわけですから、それに対してさらにゼロの日を掲げているということでもあります。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 ちょっと。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 これは有責事故と書いてありますけれども、これというのは検査担当者の方がちょっとぶつけてしまうとかそういうたぐいのやつなんですか。

【戸澤理事】 そうですね。検査担当者がちょっと指示が不適當だったとか、あと検査機器がちょっと変な作動をしたとかそういうのですね。

【委員】 はい、わかりました。

【分科会長】 いかがでしょうか。

はい、それじゃあ続けてまたご説明願いたいと思います。

【戸澤理事】 それでは、11ページの真ん中あたりでございますが、今度はちょっと観点が違います、業務運営の効率化の関係でございますが、こちらはそんなに対してございませんが、1番としましては組織運営ということでございます。これは検査要員の配置計画というのは平成19年6月に策定してございまして、それに基づいて検査要員の削減というのを着実にやっているところでございます。

12ページでございますが、審査手数料の収納体制の整備ということでございます。特に混乱なく順調に行われているということでございますが、特に受検者の利便性を損なわないという意味で、我々のほうは証紙とっておりますけれども、一方では国に納める印紙というものがございます。この国の印紙と私どもの審査証紙を同一の窓口で販売するというものを行いまして、受検者の利便性の低下を招かないような処置を行っております。これまでのところ特に混乱なく順調に行われてございます。

次に(2)業務運営でございますが、①としまして一般管理費及び業務経費の効率化目標についてでございます。一般管理費につきましては、目標は対前年で3%抑制するというところでございますが、対前年5%抑制という結果が出ております。あと業務経費についてでございますけれども、これは目標1%抑制に対しまして4.5%抑制ということで、それぞれ目標を達成してございます。あともう一つ、真ん中のところになお書きでちょっと書いてございますが、「なお、公共サービス改革基本方針に従い、民間競争入札を実施します」ということで、いわゆる市場化テストを実施するように一応政府の方針で決まっておりますが、我が法人につきましては2点実施しているところでございます。1つは八王子にございます中央実習センターの管理・運営業務を民間競争入札に実施しているところでございます。またもう1点は、関東検査部23事務所でございますが、こちらの検査機器の保守管理業務について民間の方に委託すると、この2点について市場化テストを実施するというので、計画どおり実施しているところでございます。

13ページをお願いしたいと思います。次は随意契約の見直しということで、これは政府の方針に従いまして、平成21年3月に競争入札を一層進める観点から、複数年契約ですとか総合評価方式を明確に規定したところでございます。

③資産の有効活用につきましては、中央実習センターについては従来から国土交通省あ

るいは軽自動車検査協会の受託研修というのを実施しているところでございますが、さらに資産有効活用を広めるという観点から、研修業務に支障のない範囲で中央実習センターの一部を貸し出しできるような規程の見直しというのをやっているところでございます。

1つ飛ばしていきまして、3番目予算収支計画及び資金計画でございますが、これは先ほど財務諸表のところでも説明がございましたので省略させていただきますが、予算をもとに計画的に執行されているところでございます。

あと少し飛ばさせていただきますして7番目、その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項ということで、施設整備計画に関しましても一部建築資材や燃料等の高騰によりまして入札が不調ということですか、あと工事開始が遅れて翌年に繰り越したというようなこともございましたが、全体計画では特に大きな支障はなく、着実な実施状況であったと考えてございます。

最後、15ページでございますが人事に関する事項ということでございます。役職員の給与につきましては国家公務員の給与水準に照らし適切な改定を行っているところでございます。現在ラスパイレス指数は97.5ということで、100というのが国家公務員的水準でございますが、97.5という水準でございます。

以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。

ただいまのご説明で、何かご質問なりご意見があればお伺いします。いかがでしょうか。

**【戸澤理事】** あと一つ説明を漏らして申しわけございません。最後のページは総合的な自己評価ということで、全体を通じまして一応「順調」と考えてございます。

もう一つ、資料10-4でございますが、政府方針等への取り組み状況ということでございます。5つほど、整理合理化計画とか総務省の政独委の関係からの意見・関心事項等々がございます。内容的にはあまりにも詳細ですので個々には取り上げませんが、指摘事項としましては主に契約関係の透明性の確保ですとか、あと人件費の抑制、資産の有効活用あるいは剰余金の適正処理、あと業務運営の効率化といった内容についての指摘事項がございます。それにつきましては先ほど来説明させていただいておりますが、私どもとしましては適正かつ着実に実施していると判断しているところでございます。

以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。

全体を通じてでも結構ですから、何かご質問あればお受けします。

それでは、委員の方々、評価をしていただきたいと思います。もう既に記入を進めておられる方もいらっしゃると思いますけれども、事務局のほうで集計をさせていただきますので、いかがでしょうか。

【永井課長補佐】　そうですね、まず採点をしていただきまして、完了しましたら我々事務局側に提出していただきたいと思います。その後、我々のほうで全体の集計をさせていただきますので、その間にDVDで業務紹介のものもありますので、見ていただこうと思います。

法人の方々、申しわけございませんが、退室ということでよろしく願いいたします。なお、終わりましたまたお声がけをいたしますので、準備をよろしく願いいたします。

(法人退室)

【永井課長補佐】　お手元に各委員の先生方の評定の数字を並べたものを配付させていただきました。1個ずつ見ても時間がかかってしまいますので、評定が割れている部分、特に法人からの自己評価に対して変化がある部分を中心に議論していただければと思っております。

それで、最初ですと1.(1)の③の(イ)、こちらで岩貞先生が3という形に変更しておりまして、平均評定としては3.8になったと、こちらの項目に関して確認していただいて、最終的な評定という形で決めていただければなと思っております。

【分科会長】　いかがでしょうか。何ページになりましたかね。

【委員】　2ページの(イ)。

【清谷技術企画課長】　2ページの下の方です。

【分科会長】　諸外国の知見の活用、これも私ちょっと迷ったんだな。

【委員】　はい。3にした理由は、目標のところに「日本の審査業務の改善に役立てることとします」というのがあるんですが、改善の何にどう役立っているのかというのが…

【分科会長】　そうだね、見えないね。

【委員】　はい、なかったので3にしました。

【委員】　これは前にだれも発言していなかったんじゃないかなかったですか。

【永井課長補佐】　そうですね。今回に関しては積極的にプレゼンしたりと、かなり前向きに頑張ったと。

【委員】　おそらくそういう趣旨なんだろうかなとは思ったけれども、まあそうね。

【分科会長】 ただそういう会議に出たら発言するっていうのは当たり前なんですよ。

【委員】 そういう評価だとすると……。

【分科会長】 日本人というのはそれで評判がすごい悪いんですよ。インド人と中国人をだまらせて日本人をしゃべらすというのが国際会議の課題になっているぐらいで。

【永井課長補佐】 どうしても法人という立場で、今我々日本人の気質もあって受け身な感じが多かったのが、目標もあって頑張ったということではあるようです。そういう意味で太字で書かれていると思っております。

【分科会長】 そうですね、プレゼンテーションを行って何か反応とかそういうのがあって評価されたとかだといいいんですけれども、ただプレゼンテーションを行ったというのは確かに私も。どうでしょうね、認めていいですか。

これは4か3にしなきゃいけないんですね。

【永井課長補佐】 そうですね。その間でどうされるかというのはちょっと先生方に決めていただきたいと思います。

【分科会長】 はい。どうですか、3か4しかないんですが。

【委員】 でも、4捨5入で4で。

【分科会長】 いいですか。はい、じゃあ4とさせていただきます。

その次は4.8ですけれども、これは私が4にしたので4.8になっちゃったんですけれども。ちょっとこれは決められたことをやっているという感じがすごくして、電子化自体をこの法人が積極的に発案してそれでやったというようなことじゃなくて、計画どおりに電子化を進めていますよというニュアンスがあったものですから私は4にしたんですね。

【委員】 すいません、私も4にしようか迷ったんです。

【委員】 私も一回4にして戻しました。

【分科会長】 あっ、そうですか。どうしましょうか。じゃあ4にしましょうかね。

【委員】 何のためのねらいなのかというところがもっとよく見えてくると非常にうれしいと思うんですよ。私もそういう意味でいうと厳しく見ると4だと思います。

【分科会長】 4ですね、ええ。

【委員】 前倒しをただけの話だということそのままなんですよ。

【分科会長】 そうなんですよ。

【委員】 かなり進んでいることだけは……。

【分科会長】 よろしいですかね。じゃあここを4にしましょうか。

【委員】 はい。

【委員】 はい。

【永井課長補佐】 (2)の①のところですね。

【分科会長】 はい、こちらが。

【永井課長補佐】 そうですね。じゃあそちらを4に落とすということで。

【分科会長】 はい。

それで、次の受検者の安全性・利便性の向上ね。

【永井課長補佐】 そうですね、安全性のところですね。

【委員】 これも私4にしようかなと思って。

【分科会長】 ああ、そうですか、じゃあ4に、4でいいですね。

【委員】 4でいいです。

【永井課長補佐】 じゃあ4になって。

【分科会長】 4です、はい。

それからその次の利用しやすい施設の。

【委員】 これは老朽更新というのは当然やって当たり前なので、「等」と書いてあって、老朽更新以外のところでプラス要素があって4だなと見れば4なんですけど、うーん……。

【分科会長】 いま一つですか。

【委員】 当然やるんですよ。

【分科会長】 そうですね、確かにね。

【委員】 あまりに、ほんとうにここは迷ったところだな。

【委員】 ヘッドライトテストの衝突事故対策みたいなやつでアイデアを出して防止機構を設けてよくしましたよというのは、確かにプラス要素だと思うんですね。

【分科会長】 そうですね。ただ結果的に17%減少したというところがやっぱり……。

【委員】 評価すべきと。

【分科会長】 ええ、と私は思ったんですが、いかがでしょうか。

【委員】 はい、わかりました。じゃあ4にします。

【分科会長】 よろしいですか。

【委員】 はい、結構です。

【分科会長】 4。

【永井課長補佐】 じゃこちらは4で。

【分科会長】 はい。

【委員】 はい。

【分科会長】 その次は（エ）ですか。

【永井課長補佐】 （エ）です、はいそうです。杉浦先生が3をつけて。

【委員】 これもまだ始まったばかりというような感じがしたので、いきなり4でいいのかって私は思っただけです。

【分科会長】 そうですね。ただいろいろステップアップ方式に取り組むという新しいことをやろうとしていますので、いかがでしょう。

【委員】 ええ、それをどうやって、どうして、どうするということまで書いてあると、「ああ、そうか、そうか、こういうねらいでやるんだね」と思ったので、「何だ、こんなの、ただ『やろうね』って言っただけじゃん」と考えたものですから。

【委員】 私も実はちょっと微妙だなと思いました。車で行く場合、まず時間が読めないから、予定の予約どおりにみんながきちつきちつと来るって思うほうがまずそもそも……。

【分科会長】 甘いですか。

【委員】 はい、甘いんじゃないかな……。

【清谷技術企画課長】 すいません、そこはちょっと誤解があると。

【委員】 来ない場合ですか。

【清谷技術企画課長】 この予約は、午前中が2枠で、午後2枠という大ぐくりの枠での予約でございます、その枠の間に大体来てもらえばいいということで。

【委員】 あっ、ええ。

【清谷技術企画課長】 今問題になっているのはむしろ空予約で、予約がとれないので思い切りたくさん予約をしちゃって、それでほかの人が来られない、入れないというような状況だとか、あるいは予約なしでどんどん来ちゃって、それでその対応ができないとかそういうので基本的に困っている事態が一部であるわけです。それへの対応ということなので、予約というのはこれからどんどん進めていかないといけないというのはご理解いただきたいなど。

【委員】 はい、それはわかりますね。

【清谷技術企画課長】 それのやり方としてこれが4なのかどうなのかというのはちょっとご審議いただいて。

【委員】 いや、そこがあまりはっきりしていないんですよ。

【分科会長】 ああ、結果がですね。

【委員】 うん、規定しただけだとどんどん。私はそれである程度実効性を上げたのかなという意識でそのままさっこのままにしちゃったんですけども、実際に「規定した、これを受け」というこっちの後半のところでは、じゃあいつているのかと思ったんですけども、どうなんですかね。

【委員】 もうちょっとそこが見えていると「ああ、そうだな」と。

【委員】 そう、つけやすいですね。

【委員】 つけやすかったなっていうそれだけです。

【分科会長】 どうしましょう。

【委員】 私が4を、3を引っ張っているのであれば……。

【分科会長】 よろしいですか。

【委員】 結構です。

【分科会長】 はい。

【永井課長補佐】 そちらは一応4ということですよ。

【分科会長】 4ということですよ。

その次の自動車社会の秩序維持、①の（ア）ですけれども、街頭検査とか。

【委員】 これも「やりました」というだけに見えるんですよ。

【分科会長】 これはたしか毎年目標よりも結構オーバーしているんですよ。記憶によるとたしか去年もそうでした。

【委員】 はい、雨の日も頑張ってやっていただいて。

【分科会長】 そう、そう。けどたしか5はつかなかったんじゃない。

【委員】 4だった気がします。

【委員】 目標が甘いとか。

【分科会長】 そう。

【分科会長】 たしか私、それが気になったんですよ。

【永井課長補佐】 おっしゃるとおりです。

【永井課長補佐】 去年の自己評価が5で、結果として4になって

【分科会長】 そうでしょう。それで検査のあれはたしか目標を上回っているでしょう。



【永井課長補佐】 はい、そうです。

【委員】 当初のころから比べるとかなりやっていることは確かですね。

【永井課長補佐】 数字としては非常によくなっているわけです。

【委員】 うん、それはそうなんだけれども。

【永井課長補佐】 意志というわけではなくて、どんどん頑張っているという事実なので。

【委員】 頑張っているのは確かだけど……。

【永井課長補佐】 まあ5を再度つけてという意味で事務局でも判断をしていると確認しています。

【分科会長】 ただ去年と比べると、その評価から1ポイント上がるというのは……。

【委員】 ほどのことはないんじゃないかということですかね。

【分科会長】 うん、そうですね……。

【委員】 そういう意味ですか。

【永井課長補佐】 どこまでつま先立ちを続けるかというのがあるのかもしれませんが。

【委員】 うーん、そうなんだな。確かにそうなんだよな、これは。

【委員】 ちょっと厳しいかもしれませんが。

【委員】 うん、もうちょっとね。

【分科会長】 それじゃ4にしましょうか、どうですか。

【委員】 はい、私は4で。

【委員】 私はこれを4にすることには異論はないです。

【分科会長】 はい。

【永井課長補佐】 そうすると残念ながら全部5はなくなっていくということですね。

【委員】 5がなくなった？

【委員】 なくなりましたね。

【委員】 ああ、なくなった、つぶされた。1つぐらいは必要か。

【委員】 ああ、これはいかんな。

【委員】 頑張るべという……。

【永井課長補佐】 個別に見て、最後総合的にもう一回……。

【委員】 去年も5はなかったですね。

【永井課長補佐】 去年はありました。

【分科会長】 あとはね……。

【委員】 ただこの5のハードルは相当厳しいな。

【永井課長補佐】 厳しいです。

【分科会長】 ただ、私は盗難車両対策への貢献というのを4にしたんですけれどもね。これはちゃんと検査すれば自動的に発見される話なのではありますけれども、役割としては結構大きいんじゃないかなと思って評価したんですけれども、いかがでしょう。さっきの5点が4点に下がったんですけれども、こっちの……。

【委員】 これ、前々年度と比較すると？

【永井課長補佐】 ちなみに評価という意味でいきますと、19年度、昨年ですが、5点は1個、1項目つけています。それに関しては、参考情報ですが2次架装とか新検査の高度化、不正受検への防止等の部分で……。

【委員】 評価したんだね。

【永井課長補佐】 はい、昨年度は最終的に5で評価です。

【委員】 うん、結構頑張ったということね。今、大聖先生が……。

【永井課長補佐】 今回の盗難車に関しましては、去年は3で、そのまま3、何も変化なしという。

【分科会長】 あっ、そうですか、発見の件数とか？

【永井課長補佐】 数字ですか？ 数字についてはこちらに書いてございます。

【分科会長】 盗難車が26件。

【清谷技術企画課長】 去年は何件だったんでしょう。

【永井課長補佐】 ちょっとお待ちください。

【分科会長】 これは自動的にわかることなんですよ、自動的にね。

【清谷技術企画課長】 ただ、これ、結構字体をまねてやられて……。

【分科会長】 そうですか。

【清谷技術企画課長】 はい。

【分科会長】 それなら評価できるんじゃないですか。

【永井課長補佐】 ちなみに昨年度は227件となっていて、ほぼ同じというところではあります。

【清谷技術企画課長】 ちょっとそれでは……。

【分科会長】 わかりました。じゃあ私は3で結構です。

はい、以上で調整が——あつ、もう一つありましたね。

【永井課長補佐】 もう一つ、(2)です。

【分科会長】 業務運営、一般管理費等の、これは私は評価したんですけれども、どうでしょうね。業務運営のところなんですけれども、抑制したという5%という数字と、それから平成19年度で4.5%抑制したとか、それから当然ですけれども民間の競争入札をちゃんと実施しているということで、3というにはちょっとかわいそうかなと思ったんですけれども、いかがでしょう。前年度に対して5%抑制したというのは大変な努力だと思いませんか。

【委員】 ほかはどの程度なんだろうね。いや、これはこのぐらいのところをびしびし言われちゃってみんな大体やっているのかなと私は思って。でも……。

【委員】 確かにこれはきっちりはやっているのかなとは思ったけれども。

【永井課長補佐】 こちらの3%程度抑制云々……。

【分科会長】 3%に対して5%……。

【永井課長補佐】 さらに上乘せはしているという意味では高い目標を立てているので。

【分科会長】 はい。私は……。

【委員】 引き続きやっているということか。

【分科会長】 ええ、3%で3%なら3ですけれども、それを上回っているのです。

【永井課長補佐】 ほかの法人が全部どういう数字かっているのは把握しておりません。

【委員】 まあ努力はしているという気がしますね。

【分科会長】 いかがでしょうか。

【委員】 逆に言うと、だから4にするということは「もっと頑張れよ」という趣旨でもあるんだよね。

【委員】 ここをそういう数字にするということは、「よくやっているけれども、またね」という趣旨だとは思いますが。それはまあいいと思います。確かに今きついことはきついで、あまり……。

【分科会長】 どうでしょうか。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 4点に上げていただけますか。

【委員】 はい。

【委員】 それはもう委員長が決めるしか……。

【委員】 これは委員長判断で。

【分科会長】 はい。それで大体？

【委員】 5をつくらないといけない。

【委員】 5をつくらなくていいですか。

【委員】 つけさせていただいて。

【委員】 5をつくらないといかんですね。

【委員】 つくるほどのことはないですか、最も励めという。

【分科会長】 5はいいんじゃないかなと思いました。

【委員】 どこを、3つ候補者があるんですね。どこにしましょうか。

【分科会長】 特に例の検査情報の電子化等による検査の高度化ですよね。これは何か粛々とやっているというのと、周知徹底させるための教育でそれをやっているというのはあれですけども、それって当たり前のことなんですよ。新しい技術でしたら、それにはちゃんとなれてもらうということだから。

【委員】 どこの企業でもやっているということですね。

【分科会長】 やっていることです。

【清谷技術企画課長】 おっしゃるとおりですね。ただ、単年度の目標では配備するということを主張はされていましたが、だから中期計画では4年間で運用しますとなっていて、単年度では配備するまでとなっている。

【分科会長】 そうですね。これから結果が出てくると思うんですけども。

【清谷技術企画課長】 それが5かと言われると、ちょっと4でいいんじゃないかということになると思うんですが。

【分科会長】 はい。よろしいんじゃないでしょうかね。

【委員】 よろしいんじゃないでしょうか。

【分科会長】 はい、じゃあこういう結果で集約してください。

それから全体のやつがありますよね。

【永井課長補佐】 そうですね。法人から出ております資料10-5の自己評価の、今見ていただいているやつが一番最後のページですね。こちらに全体評価がございまして、点数につきましては今の数字であとは計算式に入れておきますのでそれはいいとしまして、下段の総合評価のところですね。こちらで特に注視すべき部分を、独法から自己評

価という形で記載していただいておりますけれども、これに関して追加すること等がございましたら、ご意見を伺って中に反映させたいと思います。それをもって評価調書の評価という形で作業を進めさせていただきたいと考えています。

【分科会長】 「順調」ということで私はよろしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 はい、了解です。

【永井課長補佐】 多分「極めて」にはならないと思いますし、「概ね」にもならないと思います。また同じところにマルがつくという、今のこのマル自体は独法の自己評価の点数で掛け算して出ているということです。

【分科会長】 はい。

総合評価の文言のところで何か意見があったら。

【委員】 6行目の右端のところにおそらく5がつくと読んで「極めて精力的に取り組んでいる」という文言になっているんですが、4になった場合このままでよろしいかどうかという。

【分科会長】 そうか、「極めて」を取りましょう。

【委員】 ちょっと基本的な質問ですけれども、この評価結果というのは、この独法に対して今後どういう影響を及ぼすのでしょうか。

【永井課長補佐】 当然ながらシステムとしましてこの分科会がありまして、その上に全体を取りまとめている国土交通省の評価委員会があって、その中で意見集約をしながら、全独法を見ているのは総務省のほうになりますので、最終的には、今後直すべきだという意見が回答されます。それのもとになる資料というのが、まさに当事務局のほうでまとめまして提出するこの評価調書となります。

【委員】 ではいろいろな独法がどんな評価だったかというのを、一堂に会して見ると。

【永井課長補佐】 そうですね、いろいろ上がってくるという形です。非常に多くの数が最終的に集まってくるという形です。

【分科会長】 最後の「業務運営の効率化や人事に関する計画も着実に実施されており、法人の業務の実績は順調である」と、私、こういう「考える」という文句は嫌いなんですよ、「と判断される」と直していただだけませんか。

【永井課長補佐】 はい。こちらのほうは独法の自己評価なので、もちろんそのあたりの文言は先生の言葉も入れて……。

【分科会長】 あっ、そうか、そうか。

【永井課長補佐】 我々の評価という形でさせていただいて、その上で総括していただいて。

【分科会長】 はい、そうか、今のは僭越か、さっきの「極めて」を取るのも僭越か。そうか総合的、そうか自己評価……。

【永井課長補佐】 まさにその意見を伺った上で、我々のほうで最終的な自己評価案を作成します。

【清谷技術企画課長】 案をつくりやすいので。

【永井課長補佐】 まさにぜひそう言っていただけると、事務局側もつくりやすいという事です。

【分科会長】 すいません。

はい、以上で。

【永井課長補佐】 では以上ですね。

あと、念のためというか、事前レクでもお渡ししていますが、資料10-4の整理合理化計画等政府方針に従った対応表、一応こちらは事務局のほうで確認している範囲では問題があるのかなというのは特段ないとは思いますが、こちらについても全体として見ていただいて、特段ご意見がなければ、ここの総合評価のその他の部分ですけれども、十分適切に対応しているという形で載せた上で、かつこちらのほうの表も今回に関しましては、最初にお話しさせていただきましたように、評価調書の中で別紙として具体的にどうなっているか、基本的には問題なしという形でまた案をつくらせていただくとお思います。基本的にはこの毎年やっている調書と、今回はそれにプラス別紙に評価をつけたものを提出させていただくという予定になっております。

【分科会長】 それから石津先生が今日欠席なんですけれども、この先生は経営学部ということで、財務諸表だとかあれに関しては結構チェックを入れているんですね。ですから、ちょっと別途ご意見を伺っておいたらいかがかなと思うんですけれども。【大聖分科会長】 一応監査法人のあれは受けているわけなんですけれども、先生なりの会計上の知識でもっていろいろご意見があれば、伺っておいてもらえますか。

【永井課長補佐】 今のところは事前レクの中で説明させていただいて、意見等をメール等で報告していただくようになっておまして。

【分科会長】 なるほど、やっただいてるんですね、わかりました。

【永井課長補佐】 残念ながら今日までに間に合っていないんですが、再度確認の上、アップデートさせていただくようにさせていただきます。

【分科会長】 はい、結構です。

【永井課長補佐】 はい。

【岩城技官】 検査法人をお呼びしますね。

【永井課長補佐】 そうですね。

じゃあ、あと全体の取りまとめ関係は、大聖先生のほうで一任という形でまとめていただいて、事務局のほうで整理させていただきます。

【分科会長】 はい、よろしくお願いします。

【岩城技官】 検査法人、お呼びします。

(法人入室)

【分科会長】 それじゃあ評価が終わりましたので、合計点が110点ということで報告させていただきます。平均点が幾つになるんですか、3.幾つになるんですか。

【永井課長補佐】 それでは、独法の自己評価と変化、違いが出た部分について、事務局のほうでまず場所とかどの項目かを今お話ししますので、それに関して大聖先生からお話ししていただきたいと思います。

(2)の①検査情報の電子化等による検査の高度化という部分です。こちらが独法の自己評価では5となっておりますが、評定の結果として4という形にさせていただいております。その件につきまして、先生、すいませんが。

【分科会長】 これはやはり予定どおり電子化を行ったということと、あとはそれを検査員の方が習熟するための教育というのは、新しい技術を導入したら必ず行うべきことなので、それを万全にやられたということは認めますけれども、特に5点というには当たらないんじゃないかなという全体的なご意見でありました。

はい、どうぞ。

【永井課長補佐】 次が(3)の①受検者等の事故防止対策の実施ということで、独法自己評価は5となっておりますが、評定の結果として4という形に下げしております。

【分科会長】 これも5という評価というのは最高点なわけで、防止に努めているという努力は認めるものでありますけれども1つ評価を、全体としては4でいいのではないかとということが大勢を占めましたので、そのようにさせていただきました。

【永井課長補佐】 次ですが、(4)①の(ア)自動車社会の秩序維持と街頭検査の強化

の部分で、独法自己評価として5となっておりますが、こちらも評価としては4という形にさせていただいております。

【分科会長】 これは目標を上回る件数の検査を行ったという努力はもちろん認めますけれども、実は去年もこれぐらいの実績を上げておられて評価が4ということをつまみ私が記憶しております、ちょっとそれと比較して5という優位性というのがあまり主張できないかなということで4とさせていただきました。

【永井課長補佐】 あと最後ですけれども、(2)の①業務運営の一般管理費及び業務経費の効率化の目標、こちらが独法の自己評価では3となっておりますが、こちらに関しましては評定の結果として4という形で上げております。

【分科会長】 これは目標を上回るパーセントを達成しておられるということで、十分努力が認められるということでそのようにさせていただきました。

【永井課長補佐】 変更点としましては今のがすべての項目となっております。この点に関しまして、何か質疑等ございましたら続けていただければと思います。

よろしいですね。

それでは、どうもありがとうございました。本日の分科会の結果の取り扱いですが、国交省の独法評価委員会の運営規則にのっとりまして、年度評価につきましては後日大聖分科会長より国交省の独法評価委員会、木村委員長に報告をしていただくことになりまして、ご了承いただいた後に評価委員会として確定するという事務手続上の流れとなっております。

あと、独法の理事長からもお話しいただきましたけれども、今後の話としまして交通研の自動車審査部、それからリコール技術検証部という2つの部門が、平成22年度末までに自動車検査法人に業務を移管することが閣議決定で決まっております。現在我々事務方としましては、移管に係る法的手続を進めるべく内部で検討しているところです。具体的にこれというものはまだ決まっておらず、内部で検討を進めているという状況ですが、そういう関係もございまして、来年度、平成22年度に関しましては中期計画の最終年度ということも重なりますし、この分科会で審議いただくことが例年よりも多くなるかと思っております。この場をおかりしましてよろしく願いいたしたいと思っております。

以上で第10回の自動車検査分科会を終了させていただきます。

— 了 —